

揚倉山健康運動公園整備等事業
特定公園施設に関する建設・譲渡契約書
(案)

府中町（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、揚倉山健康運動公園整備運営事業基本協定書（公募設置管理制度）（以下「基本協定書」という。）に基づき、特定公園施設の建設・譲渡に関して、次のとおり特定公園施設に関する建設・譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約で定義されていない用語の定義は、基本協定書で定義された意味を有するものとする。

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、令和8年〇月〇日に締結した基本協定書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画を遵守するものとする。

2 乙は、特定公園施設第1期については令和9年3月31日までに、特定公園施設第2期については令和10年3月31日までに、それぞれ整備を完了し、その引渡しを行うものとする。

3 甲は、前項の特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期の各引渡しに関し、基本協定書第51条に規定する完了検査を実施し、特定公園施設第1期及び特定公園施設第2期が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画により作成された特定公園施設設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき整備されていることを確認し、引渡しを受けるものとする。

4 甲及び乙は、協議により、第2項に定める引渡期限日を変更することができるものとする。

(譲渡の対価)

第2条 特定公園施設等の譲渡の対価は、以下のとおりとする。

- (1) 特定公園施設第1期 〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金〇〇円）
- (2) 特定公園施設第2期 〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金〇〇円）
- (3) 公園備品 〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金〇〇円）
 （なお、公園備品とは基本協定書第57条第2項に定めるものを指し、以下同じ。）

(特定公園施設第1期譲渡対価の支払及び出来高査定)

第3条 乙は、第1条第2項により特定公園施設第1期を甲に引渡した後、特定公園施設第1期の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に定める適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、特定公園施設第1期の譲渡の対価として第2条（1）に定めた金額を、乙に支払うものとする。

3 甲は、令和9年3月31日の時点において、特定公園施設（なお、第1期において整備が完了した特定公園施設が存在しない場合には、特定公園施設第1期の出来高工事分及び特定公園施設第2期の出来高工事分を指す。）の出来高を、乙との協議により査定する。

4 乙は、甲による前項に基づく出来高査定を踏まえ、当該出来高査定額の支払を書面により甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項に定める適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、第3項に定める特定公園施設の出来高査定額を、乙に支払うものとする。

(特定公園施設第2期譲渡対価の支払)

第4条 乙は、第1条第2項により特定公園施設第2期を甲に引渡した後、特定公園施設第2期の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。ただし、前条第3項ないし第5項に基づき、特定公園施設第2期にかかる出来高査定額が支払われた場合には、これを控除して請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に定める適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、特定公園施設第2期の譲渡の対価として第2条（2）に定めた金額（前項ただし書きに定める場合においては、支払済の出来高査定額を控除した金額）を乙に支払うものとする。

（特定公園施設に含まれる構造物等）

第4条の2 甲及び乙は、特定公園施設第1期又は特定公園施設第2期に別紙物件目録記載の各物件が含まれること、及び第2条（1）及び（2）に定める特定公園施設第1期又は特定公園施設第2期の譲渡の対価に当該物件の対価が含まれることをそれぞれ確認する。

（公園備品譲渡対価の支払）

第5条 乙は、特定公園施設第2期引渡しと同時に公園備品を甲に引渡したのち、公園備品の譲渡の対価の支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に定める適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、公園備品の譲渡の対価として第2条（3）に定めた金額を乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 甲は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、請求日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号、最終改正 令和3年3月9日財務省告示第49号。なお、その後の改正を含む。）に定める遅延利息の率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払いの遅延が不可抗力によるものである場合は、当該不可抗力事由の継続する期間を遅延利息の対象期間から除外するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命じられた場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（本契約の変更）

第8条 本契約を変更する必要があるときは、甲及び乙の書面によりこれを定めるものとする。

（協議事項等）

第9条 特定公園施設の譲渡に際して、本契約及び基本協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、府中町建設工事請負契約約款及び関係法令の定めるところによるものとし、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。また、本契約に関する紛争については、甲の事務所所在地を管轄する広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 府中町
代表者 府中町長 寺尾 光司 印

乙 〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

物 件 目 録

番号	品名	特定公園施設第 1 期・第 2 期の別
1	●	特定公園施設第●期
2	●	特定公園施設第●期
3	●	特定公園施設第●期